

(1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成27年10月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

米子市 団体

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金71,280円を支払うものとするこ
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成27年7月27日

(2) 事故発生場所

西伯郡大山町下市地内

(3) 事故の状況

鳥取県西部総合事務所所属の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、用務先の敷地内に駐車しようとした際、運転操作を誤ったため、和解の相手方が所有する倉庫に衝突し、シャッター枠及びコンクリート部を破損させたものである。